

河合町広報紙及びホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が作成する広報「かわい」（以下「広報紙」という。）及び町ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準及び業種の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- (3) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (4) 町の公共性、中立性もしくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
- (9) 暴力団の利益になると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、業種が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該広告は掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) その他不相当であると町長が認めるもの

(広告の掲載料等)

第3条 広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告掲載広報紙及びホームページ)

第4条 広告は、毎月1日に発行する広報紙又はホームページに掲載するものとする。

(掲載期間)

第5条 連続して掲載する期間は1年間(12回)を限度とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広報紙及びホームページに広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告の掲載を始めようとする2月前の末日までに広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は随時申し込みを受け付けることができる。

- (1) 掲載しようとする広告案
- (2) 業務内容等を明らかにする書類(会社案内、パンフレット等)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 広告の申し込みは、1箇月につき1枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同一ページの隣り合う枠を一つの広告として申し込むことができる。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、掲載の可否を決定する場合において必要とするときは、広告の内容の修正等の条件を付することができる。

3 広告の申し込みが、募集した広告枠を超えたときは、次に掲げる順位により掲載の可否を決定するものとし、当該順位も同一にあるものについては、抽選により決定するものとする。

- (1) 公社、独立行政法人、公益法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 公共性の高い民間企業等で町内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前号に該当しない民間企業等で町内に事業所等を有する者の広告
- (4) 前3号に該当しない者の広告

4 町長は、前3項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかに広報紙及びホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は町の発行する納入通知書により、町の指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、還付することができる。

(広告掲載の変更)

第9条 町長は、広告の掲載に支障があると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告掲載期間内に広告の内容を変更しようとするときは、第5条の掲載の申し込みの例により、広報紙及びホームページ広告掲載変更申込(届出)書(様式第3号)により広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第10条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき

(2) 第8条第1項の規定による変更をしなかったとき

2 町長は、広告掲載を取り消す旨の決定をした場合は、広報紙及びホームページ広告掲載取消決定通知書(様式第4号)により広告主に通知しなければならない。

3 広告主は、前項の規定による広告掲載の取り消しに伴う損害については、町長に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料は原則として還付しない。ただし、町の事情により広告の掲載ができなくなったときは、広告を掲載することができなくなった月以降の納入済月額を総額を還付することとし、これに利子は付さないものとする。

(広告の版下)

第12条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(掲載の取り下げ)

第13条 広報紙の編集終了日以降は、広告主は当該広告の掲載の取り下げができないものとする。

(免責事項)

第14条 町は、天災その他町の責めに帰することができない非常事態が発生し、広報紙及びホームページへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 町が広報紙及びホームページへの広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、広告掲載料を超えないものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

別表（第3条関係）

	広報紙内面掲載分
色	2色印刷
規格	縦 50mm×横 88mm
1 ページ掲載限度枠数 ※紙面の下部に掲載	横 8 枠
広告掲載料 (1 枠、1 号)	10,000円
版下原稿作成及び提出	<ul style="list-style-type: none">・完全版下の印刷物又はデータでの提出とする。・印刷物またはデータは、掲載希望枠の比率を変えずに作成したものとする。

	ホームページ掲載分
規格	50pixel×170pixel
広告掲載料 (1 枠)	5,000円/月 27,000円/6ヶ月 48,000円/12ヶ月
提出	<ul style="list-style-type: none">・データでの提出とする。・データは掲載希望枠の比率を変えずに作成したものとする。